

● 次のいずれかに該当する場合は対象となりません

- ・生活保護法に定める教育扶助費を受給している
- ・入学前に野々市市外へ転出する
- ・野々市市立の小・中学校に入学しない

※上記に該当し、入学準備支援金の支給を受けたときは、返還していただきます。

【申請の方法】

※学校での申請・問い合わせの受付は行っておりません。

必要な書類を添付のうえ下記フォームから申請してください。申請書が必要な方は、ホームページからダウンロードするか教育総務課で受け取り、提出してください。（郵送可）



令和8年11月2日（月）まで

○次のいずれかの理由により期日までに提出できない場合は、ご相談ください。

- ・11月3日以降に野々市市内に転入予定
 - ・野々市市立以外の小・中学校への入学を検討している
 - ・特別支援学校への入学を検討している
- など

○申請を行った後に、児童生徒の転出・転居、入学予定校の変更、振込口座の変更、世帯状況の変化などがあった場合、もしくは表面の【支給対象の要件】に当てはまらなくなった場合は、必ずご連絡ください。支給後に受給資格を喪失している状態であったことが判明した場合には、既に支給した援助費を返還していただきます。

○本制度は、入学後の4月に案内する就学援助費制度のうち新入学児童生徒学用品費と同額の援助費を入学前に支給するものです。今回の申請に間に合わなかった場合でも、入学後に令和9年度就学援助費を申請することができます。（※ただし、入学準備支援金と就学援助費は、審査対象となる所得課税情報の年度が異なるため、審査結果が同じになるとは限りません。）

【支給額及び支給時期】

小学校に入学予定	64,300 円
中学校に入学予定	81,000 円

○令和8年12月末頃に支給予定です。

○翌年の就学援助費に認定された場合の支給額は、本制度の支給額を差し引いた額となります。

【申請書提出・お問合せ先】

野々市市教育委員会 教育総務課
〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 野々市市役所3階
TEL : 076-227-6113
E-mail : kyouiku_soumu@city.nonoichi.lg.jp